

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(集客施設 第2次) 【申請要項】

【申請期間】

令和3年9月13日(月曜日)から同年11月1日(月曜日)まで

【申請方法】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年11月1日(月曜日)の当日消印有効です。

【宛先】〒920-0864 金沢市高岡町12-45

ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(集客施設 第2次) 申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染拡大防止のため、持参による申請はできませんので、
あらかじめご了承ください。

インターネットによる申請も準備ができ次第受付いたします。

【申請に必要な書類等の入手方法】

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・県のホームページからダウンロード
- ・中小企業・小規模事業者総合応援窓口(金沢市役所第一本庁舎五階)
- ・金沢商工会議所、森本商工会

【問合せ先】

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター
(石川県事業者支援ワンストップコールセンター)

電話番号：076-225-1920

Eメール：ishikawaonestop@jtb.com

受付時間：9時から18時まで(土、日、祝祭日も開設)

概要

1 趣旨

石川県では新型コロナウイルス感染症拡大を受け人と人との接触を回避し、人流を徹底的に抑制していく観点から金沢市内の集客施設に対し令和3年8月2日から9月12日まで「施設の営業時間短縮要請」（以下「時短要請」）のご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる施設（以下、「対象施設」）を運営されている方、及びそのテナント事業者等の皆様に、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）」（以下「集客施設協力金」）を支給いたします。

（「大規模施設事業者協力金」・「大規模施設内テナント運営事業者協力金」を総称して「集客施設協力金」といいます。）

（営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。）

2 要請期間

令和3年8月2日（月）午後9時～同年9月12日（日）深夜12時

3 要請対象地域

金沢市内

4 要請内容

金沢市内で1,000㎡を超える大規模な集客施設に対し、令和3年8月2日(月)から令和3年9月12日(日)の全期間において、午後8時から翌午前5時までの営業時間短縮

申請要件について

【大規模施設（1,000㎡超の大規模施設）の運営事業者の場合】

（全ての要件を満たす必要があります。）

1. 時短要請前から継続して営業終了時間が午後8時を超えていること
※映画館等の一部施設については、午後9時を超えていること
2. 金沢市において、営業している建築物の床面積が、1,000㎡を超える要請対象施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の管理権等の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有し、これにより休業・営業時間の短縮を決定した者
3. 令和3年8月2日(月)から9月12日(日)の全ての期間を前提に石川県からの営業時間短縮要請にご協力いただいたこと。

【大規模施設に入居するテナント事業者の場合】

（全ての要件を満たす必要があります。）

1. 要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借又は分譲を受けて自己名義で出店し事業を営むテナント事業者であること。
2. 要請の対象となる大規模施設が石川県の営業時間短縮要請を受けて、大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、午後8時（映画館等の一部施設については午後9時）までの営業時間短縮を行ったテナント事業者であること。
※ 当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件対象外です。

その他留意点

1. 県から検査や報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
2. 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※提供いただきました情報につきましては、石川県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会および提供させていただきます。
3. 業界ごとのガイドラインを遵守していただくことが要件となります。
4. 要請期間においては、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、

月次支援金又はARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業等は重複して受給できません。

5. 要請期間において、同一施設（店舗）について別途実施している石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第5次・第6次)は重複して受給できません。

なお、飲食店テナント事業者であって石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第5次・第6次）の支給対象外である場合は、集客施設協力金を受給できる可能性があります。

(対象例)

- ・通常午後8時から翌午前5時までの間に営業を行っていない飲食店
- ・テイクアウト専門店

6. 集客施設協力金支給は1施設・1テナント等毎に1回限りです。法人・個人事業主を問わず、複数の者が重複して同一施設(店舗)の申請をすることはできません。

なお、大規模施設が、本館・別館に分かれている場合など、建物として独立性を有し、それぞれ1,000㎡超等の要件を満たす場合、それぞれの建物を1つの大規模施設として申請ができます。

また、対象地域内で、複数の施設を運営している場合はそれぞれで申請いただけます。

協力金支給金額について

I. 大規模施設運営事業者協力金

支給金額	
	<p>大規模施設の自己利用部分面積 (1,000㎡で1単位)</p> <p>×</p> <p>〔要請に応じて短縮した営業時間／要請前の営業時間〕 (時短率)</p> <p>×</p> <p>20万円</p> <p>×</p> <p>42日</p>
	<p>【追加支給について】</p> <p>○協力金の支給対象テナント及び特定百貨店店舗が計10以上の場合、追加でテナント数×時短率×2千円×42日分を支給いたします。</p> <p>○特定百貨店店舗を有する場合、追加で 特定百貨店店舗の数×時短率×2万円×42日分を支給いたします。</p>
	<p>【特定百貨店店舗】</p> <p>百貨店等において当該店舗の売り上げが当該百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自立性をもって事業を営んでいる店舗のうち、百貨店等が休業又は営業時間短縮を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗</p>
	<p>○特定大規模施設運営事業者が映画館運営事業者である場合、追加で「③映画館テナント事業者協力金」も受給可能です。</p> <p>「①大規模施設運営事業者協力金」とあわせて、 「③映画館テナント事業者協力金」の支給金額の算定をお願いいたします。</p>

Ⅱ. 大規模施設内テナント運営事業者協力金

① 一般テナント運営事業者協力金

支給金額
大規模施設内のテナント事業者等専用の店舗等面積 (100㎡で1単位) × 〔要請に応じて短縮した営業時間／要請前の営業時間〕 (時短率) × 2万円 × 42日

② 映画館テナント運営事業者協力金

支給金額
常設のスクリーン数 × 〔営業時間短縮で上映できなくなった回数／営業時間短縮がなければ上映予定だった回数〕 × 2万円 × 42日 × 2単位*
※うち1単位が映画館運営事業者支給分、 残り1単位が映画配給会社への支給分となります。 なお、支給は映画館運営事業に映画配給会社分も含めて 支給します。

施設や店舗面積算出の考え方について

I. 大規模施設の面積について

1. 大規模小売店舗立地法の適用がある施設の場合

大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積に加えて大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を加算して算出してください。

また、生活必需品（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品等）を販売している店舗、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給対象となりうる飲食店の店舗面積については除外して算出してください。

2. 大規模小売店舗立地法の適用がない施設の場合

施設の面積から以下の面積を除外した面積を算出してください。

階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、公衆電話室駐車場や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

※ただし、以下の事業者には賃貸、分譲、分配している区画の面積は含みません。

- ①大規模施設内テナント運営事業者協力金の支給対象となるテナント事業者
- ②生活必需品の販売等を行う店舗を有する事業者
- ③特定百貨店店舗

※映画館における常設のスクリーンを有する上映室は除外しません。

また、1、2によって算出された面積について、1,000㎡を1単位として、単位未満を切り捨てて協力金の算出をいたします。

なお、面積を算出する過程で1,000㎡以下となった場合1,000㎡とみなして協力金を算出いたします。

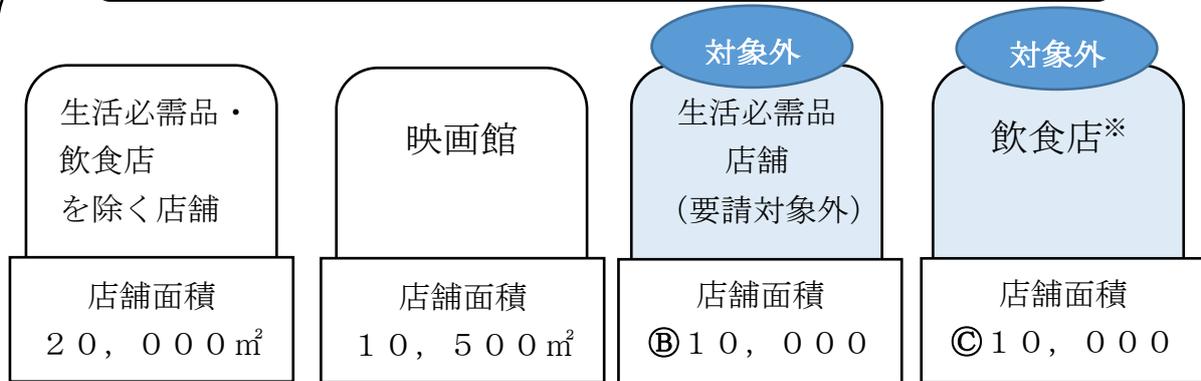
面積算定イメージ(大規模施設について)

運営事業者A 施設建築物の総床面積 **Ⓐ** 100,000㎡

大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積 **Ⓓ** 69,800㎡

(小売業(飲食店業を除く。物品加工修理業含む。)を行うための店舗の用に供される床面積)

運営事業者A直接供与部分の店舗面積 **Ⓔ** 50,500㎡



※石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の支給対象となりうる飲食店

運営事業者Aではない事業者が運営するテナント部分 **Ⓓ** 19,300㎡

例) 事業者Bが運営するテナント等

対象外

施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積 **Ⓔ** 30,200㎡

対象外

例) 階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、
駐車場や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等

■面積算定について

総床面積 100,000㎡から対象外となるものを減算すると協力金算定に用
いる面積は

$$\left(\begin{array}{c} \text{Ⓐ} \\ 100,000 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{Ⓑ} \\ 10,000 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{Ⓒ} \\ 10,000 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{Ⓓ} \\ 19,300 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{Ⓔ} \\ 30,200 \end{array} \right) \\ = 30,500 \text{㎡}$$

1,000㎡以下切り捨てにより 30,000㎡となります。

Ⅱ．大規模施設内テナント運営事業者協力金について

① 一般テナント運営事業者協力金について

賃借等している区画の面積から、休憩室や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫など、その施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を除いた面積です。

なお、特定百貨店店舗は一般テナント運営事業者協力金・映画館テナント運営事業者協力金の対象とはなりません。

「①大規模施設運営事業者協力金」の追加支給分が特定大規模施設運営事業者に支給されます。

これによって算出された面積について、100㎡を1単位として、単位未満を切り捨てて協力金の算出をいたします。

なお、面積を算出する過程で100㎡以下となった場合100㎡とみなして協力金を算出いたします。

② 映画館テナント運営事業者協力金

映画館テナント運営事業者協力金を算定する際には、面積を用いるのではなく、予定する上映本数と実際の上映本数を算定に用います。

なお、この時の上映本数については映画館全体で見た時の本数を算出に用いてください。

申請手続き等

1 申請に必要な書類等の入手方法

- ・石川県商工労働部経営支援課
- ・県のホームページからダウンロード
- ・中小企業・小規模事業者総合応援窓口（金沢市役所第一本庁舎五階）
- ・金沢商工会議所、森本商工会

2 申請方法

申請書チェックリストで規定する申請書類を郵送またはWEBにより申請してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、申請書類の控えを必ず手元に保管ください。

※申請書類の不備等がある場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。

※申請書類は返却いたしません。

郵送の際の注意点

必ず簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。
令和3年11月1日（月）の当日消印有効です。

※提出先が誤っている場合や料金不足の場合は、受付せず返送いたします。
これにより申請書が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設 第2次）申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

3 協力金の申請受付期間

令和3年9月13日（月）～ 同年11月1日（月）まで

4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を順次支給します。（目安として、不備がない場合は3週間程度）

5 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

6 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。感染拡大防止のため、コールセンターでの申請受付や相談対応は行っていません。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター

（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

電話番号：076-225-1920

受付時間：9時～18時まで（土、日、祝祭日も開設）

その他

- 1 集客施設協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、集客施設協力金の支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（集客施設協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。
- 2 集客施設協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 集客施設協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。
- 4 集客施設協力金の支給を受けた事業者は、石川県の要請に対して協力していただいた事業者として、石川県ホームページにおいて、対象施設名（屋号等）を紹介させていただくことがあります。